

北海道コンベンション誘致促進事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 北海道コンベンション誘致促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）が、北海道内で開催される一定のコンベンション（コンベンションの前後で行われるエクスカージョンを含む。）の開催に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、国際的又は全国的な規模で開催されるコンベンションの北海道への誘致並びに北海道内での円滑なコンベンションの開催を促し、もって北海道観光産業の振興・発展、地域の活性化等を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 前条のコンベンションとは、本道の産業の振興又は、学術、芸術、文化の向上に寄与する学会、会議・大会等とし、展示会、スポーツ大会、コンクール、イベント、コンサート又はこれらに準ずるものを除くものとする。

(1) 学会とは、学術研究団体が主体となり当該学術研究団体の構成員を対象として開催する発表及び討論のための集会その他これに準ずるもの。

(2) 会議・大会とは、団体組織の構成員等が特定の課題に対して意見の発表及び討論をするための集会、セミナー又はこれに準ずるもの。

2 エクスカージョンとは、あらかじめコンベンション参加者に周知され、かつコンベンションの前後又は開催期間中に実施される、北海道の文化、社会、自然、歴史又は産業に関する観光及び視察等のための団体旅行とする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、年度毎の予算額の範囲内において、北海道内で開催されるコンベンション及びエクスカージョンとして知事が認めるものであって、第9条で定めるエントリーリストに登録されている次のものとする。

(1) コンベンション補助金

次の全てに該当するコンベンション。

ア 道外（外国を含む。）からの参加者が参加者全体の2分の1以上であること

イ 参加者が100人以上であり、かつ、そのうち外国からの参加者が20人以上の規模で開催される国際的なコンベンション、又は参加者が100人以上の規模で開催される全国的なコンベンション

ウ 道内広域に経済効果が見込まれるエクスカージョン・個人旅行に繋がる取組が計画されているもの（令和3年3月22日以前に登録されたものを除く。）

エ 開催される市町村又はそのコンベンションビューロー等（以下「関係市町村等」という。）から助成金等が交付されるもの

(2) エクスカージョン補助金

札幌市以外の市町村で開催されるコンベンションの前後で実施される次の全てに該当するエクスカージョン（令和4年3月31日以前に登録されたものを除く。）

ア コンベンション補助金が交付されるもの

イ コンベンションのプログラムに位置づけられたもの

ウ コンベンション開催地以外の市町村もコースに組み込んだもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助の対象としない。

(1) 道の他の補助金等の交付を受けるもの

(2) 営利又は収益を目的とするもの

(3) あらかじめ定められた開催順序に従って開催されるもの

(4) コンベンションの道内における開催日数が2日に満たないもの

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費とし、別表に掲げる額とする。

(補助額)

第6条 補助対象事業に対して交付する補助金の額は、別表に掲げる額を限度とし、コンベンション補助金については、関係市町村等が主催者に交付する助成金等の額を超えることができない。

また、コンベンション補助金における参加者数は、一般来場者、オンラインでの参加者を除く。

(補助対象者)

第7条 補助対象者は、補助対象事業を主催する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が関係団体等と実行委員会等を組織して開催する場合を除く。）
- (2) 宗教団体又は政治団体（共催の場合を含む。）
- (3) 暴力団等又は暴力団等との関係を有している団体
- (4) その他知事が適当でないと認めるもの

(要望書の提出)

第8条 関係市町村等の長は、第4条第1項の規定に該当するコンベンションの誘致に当たり、この補助金の交付が必要と認めるときは、原則として当該コンベンションが開催される日の前年度の8月末日までに、北海道コンベンション誘致促進事業費補助金要望書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、関係市町村等の長は、当該コンベンションに対して交付を予定している助成金等の内容を明らかにするため、次の書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) コンベンション調書（別記第2号様式）
- (2) 市町村等からの助成予定内容に関する証明書等
- (3) 補助事業の概要がわかる書類（企画書等）
- (4) その他必要と認められる書類

3 関係市町村等の長は、コンベンション開催前年度までに第1項の要望書の内容に変更があったときは、速やかに知事に届け出るものとする。なお、補助金の申請前に、補助要件を欠き要望書を取り下げるときは、速やかに知事に届け出るものとする。

4 関係市町村等の長は、エントリーリスト登録後に天災、感染症等の特別な理由により、開催日が翌年度以降に変更になった場合は、速やかに知事に第1項の要望書に変更内容を記載の上、届け出るものとする。

(審査)

第9条 知事は、前条第1項の要望書の提出を受けたときは、補助対象事業としての適格性、補助金額等を審査し、その結果を関係市町村等に通知する。

2 知事は、前項により適当と認められたコンベンションをエントリーリストに登載するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 前条第2項で定めるエントリーリストに登載されたコンベンションの実施に当たり、この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として補助対象事業が開催される日の1ヶ月前までに、交付申請書（経済第1号様式（平成25年北海道告示第10329-22号に定める様式。以下「経済第〇号様式」について同じ。））に次の書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) コンベンション補助金・エクスカージョン補助金共通様式
ア 事業計画書（経済第2号様式）
イ 補助金等交付申請額算出調書（経済第7号様式）

- ウ 経費の配分調書（経済第10号様式）
- エ 事業予算書（経済第11号様式）
- オ 資金収支計画書（経済第23号様式）

(2) コンベンション補助金

- ア 関係市町村等からの助成内容がわかる書類（交付決定通知書、助成内容に関する証明書等）
- イ 補助事業の概要がわかる書類（開催要項等）
- ウ 団体の規約・定款・寄付行為等
- エ その他必要と認められる書類

(3) エクスカーション補助金

- ア 補助事業の概要がわかる書類（エクスカーションの概要、旅行会社の見積書など）
- イ その他必要と認められる書類

- 2 規則第3条の規定に基づき行う補助事業の告示日（以下「告示日」という。）が前項で定める交付申請の期限より後になる場合は、補助対象事業の開催日の前日又は告示日の7日後のいずれかの早い日までに提出することとする。
- 3 申請者は、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第11条 知事は、前条による補助金の交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、別記第3号様式により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の内容の変更）

- 第12条 前条の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定により交付の決定があった事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（経済第12号様式）により知事に申請し、承認を受けなければならない。ただし、その変更による増減額が補助対象経費の20パーセントに満たないときは、この限りでない。
- 2 知事は、前項の補助対象事業の変更を承認するときには、別記第4号様式により補助事業者等に通知するものとする。

（補助事業の中止等）

第13条 第11条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業等中止（廃止）承認申請書（経済第14号様式）により知事の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第13条の規定による補助事業の中止等の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに補助事業等実績報告書（経済第19号様式）に次の書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) コンベンション補助金・エクスカーション補助金共通様式

- ア 事業実績書（経済第2号様式）
- イ 補助金等精算書（経済第20号様式）
- ウ 事業精算書（経済第22号様式）
- エ 補助事業の開催要項、配布資料、実施状況がわかる資料
- オ 補助対象経費が支払われたことを証明する書類（領収書、帳簿の写し等）
- カ その他必要と認められる書類

(2) コンベンション補助金

海外及び道外、道内からの参加者名簿

(帳簿及び書類の備付け)

第15条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、事業の完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第16条 知事は、第14条による実績報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めた場合は、交付する補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第17条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後、交付するものとする。

(補助決定等の取消し等)

第18条 知事は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第19条 知事は、前条の規定による補助決定の取消しを行った場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月25日から施行する。
- 2 北海道コンベンション誘致促進助成金交付要綱（平成25年4月1日北海道観光振興機構）第9条に基づくエントリーリストに登載されているコンベンションは、同じ内容で本要綱第9条に基づくエントリーリストに登載されているものとみなす。

別表（第5条、6条関係）

1 コンベンション補助金

(1) コンベンション補助対象経費

項目	内容（例示）
広報宣伝費	ポスター・チラシ等作成費、新聞・雑誌等への掲載、HP制作費
会場費	会場借り上げ料
設営費	機器借上料、会場設営費
印刷製本費	案内文・会議資料等の印刷費、ポスター制作費
謝金	講師謝金・講師の宿泊費・交通費
感染症予防対策費	衛生設備のリース料、衛生用品の購入費

(注1) 対象外経費については、原則、上記項目に明示される支出以外の全ての経費

(注2) オンライン開催経費に関わるものは補助対象外とする

(2) コンベンション補助額

ア 令和4年4月1日以降にエントリーリストに登載されたコンベンション

区分	参加者数	補助限度額
国際的なコンベンション	100人以上200人未満（うち外国からの参加者が20人以上）	100万円
	200人以上300人未満（うち外国からの参加者が35人以上）	200万円
	300人以上（うち外国からの参加者が50人以上）	300万円
全国的なコンベンション	100人以上200人未満	10万円
	200人以上300人未満	20万円
	300人以上400人未満	30万円
	400人以上500人未満	40万円
	500人以上600人未満	50万円
	600人以上700人未満	60万円
	700人以上800人未満	70万円
	800人以上900人未満	80万円
	900人以上1,000人未満	90万円
	1,000人以上1,500人未満	100万円
	1,500人以上2,000人未満	200万円
	2,000人以上	300万円

イ 令和3年3月22日までにエントリーリストに登載されたコンベンション

区分	参加者数	補助限度額
国際的なコンベンション	300人以上（うち外国からの参加者が50人以上）	300万円
全国的なコンベンション	1,000人以上1,500人未満	100万円
	1,500人以上2,000人未満	200万円
	2,000人以上	300万円

ウ 令和3年3月23日から令和4年3月31日までにエントリーリストに登載されたコンベンション

区分	参加者数	補助限度額
国際的なコンベンション	100人以上300人未満（うち外国からの参加者が20人以上）	100万円
	300人以上（うち外国からの参加者が50人以上）	300万円
全国的なコンベンション	500人以上1,000人未満	50万円
	1,000人以上1,500人未満	100万円
	1,500人以上2,000人未満	200万円
	2,000人以上	300万円

2 エクスカーション補助金

(1) エクスカーション補助対象経費

項目	内容（例示）
輸送費	車両借り上げ料
交通費	高速料金、交通機関の利用料
ガイド料	バスガイド、自然ガイド等
通訳費	外国語通訳者
入館料、施設利用料	観光施設、産業施設等の入館料

（注1）参加者が負担すべき飲食を伴う懇親会などの経費は補助対象外とする

(2) エクスカーション補助額

補助率	補助限度額
補助対象経費の10分の10以内	20万円

（注）関係市町村等からの助成金等の交付を要件としない